

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度第1回東村山市都市計画審議会				
開催日時	平成 29 年 11 月 13 日(月)午後 3 時 00 分～4 時 15 分				
開催場所	市役所いきいきプラザ 3 階 マルチメディアホール				
出席者 及び欠席者	<p>出席者:</p> <p>(委員) 三上豊会長、肥沼和夫委員、肥沼茂男委員、さとう直子委員、村山淳子委員、佐藤まさたか委員、小俣寛一委員、新義友委員、長瀬勝男委員、奥秋聡克委員、久野稔晃委員、谷英也委員</p> <p>(委員以外) 東村山警察署 警務課長代理 川田陽介氏、東村山消防署 警防課長 山田浩靖氏</p> <p>(市事務局) 渡部尚市長、粕谷まちづくり部長、山下まちづくり部次長、炭山都市計画課長、梅原都市計画課計画調整係長、伊藤都市計画課主任、當間都市計画課主任、新妻都市計画課主事</p> <p>欠席者: 中根康太郎委員、高崎剛彦委員、鈴木菜穂美委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可 の場合は その理由	/	傍聴者数	1 名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 諮問 ・東村山都市計画生産緑地地区の変更</p> <p>3. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年生産緑地地区指定申請・買取申出状況 ・都市計画道路の整備事業について ・都市計画道路沿線の新たな土地利用 ・農地の保全・活用の取り組みについて ・その他 <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	担当部課	まちづくり部 都市計画課 計画調整係			
	担当者名	梅原・伊藤・新妻			
	電話番号	(042)393-5111 (内線 2712・2713)			
	FAX番号	(042)393-6846			
	e-mail	toshikeikaku@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp			
会 議 経 過					
<p>1. 開会</p> <p>《都市計画課長》</p> <p>それでは、定刻になりましたので、只今から平成 29 年度第 1 回東村山市都市計画審議会を始めさせていただきます。</p>					

本日は、ご多忙の中ご出席を賜り、ありがとうございます。
本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課長の炭山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委嘱状の交付

《都市計画課長》

始めに、審議会委員の交代がございましたので、渡部市長より委嘱状を交付させていただきます。

お名前をお呼びいたしましたら、正面までお越しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

市長、前へお願いいたします。

それでは、都市計画審議会条例第 3 条 1 項 1 号に基づく「市議会の推薦する市議会議員」としまして、

- ・肥沼 茂男 様、
- ・さとう 直子 様、

－ 市長が各委員に委嘱状を読み上げる。－

次に、条例第 3 条 1 項 2 号に基づく「学識経験者」としまして、

- ・東村山市農業委員会委員 小俣 寛一 様、

－ 市長が委員に委嘱状を読み上げる。－

次に、条例第 3 条 1 項 3 号に基づく「関係行政機関の職員」としまして、

- ・東京都建設局北多摩北部建設事務所長 奥秋 聡克 様、
- ・東京消防庁東村山消防署長 高崎 剛彦 様、代理 警防課長 山田 浩靖 様、

－ 市長が各委員に委嘱状を読み上げる。－

《都市計画課長》

ありがとうございました。委員の皆様の任期は、条例第 3 条 2 項に基づき、「平成 30 年 4 月 30 日まで」となっています。任期中、都市計画行政に関する各事項につきまして、ご指導賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会議成立の報告

《都市計画課長》

続きまして、会議成立の報告をさせていただきます。本日の出席委員は、全 15 名中 12 名で二分の一以上の出席であり、条例の規定を満たしていることを報告いたします。

なお、本日の欠席委員は、中根委員、高崎委員、鈴木委員ですが、中根委員の代理として警務課長代理・川田陽介様に、高崎委員の代理として警防課長・山田浩靖様にお越しいただいております。川田様・山田様どうぞよろしくお願いいたします。

○資料の確認、事務取扱要領の確認

《都市計画課長》

続きまして、本日の審議会開催にあたり、配付資料のご確認をお願いいたします。

最初に、事前に配布させていただきました、「平成 29 年度第 1 回東村山市都市計画審議会」の資料を、お出しいただけますでしょうか。

続きまして、本日配布させていただきました資料を案内させていただきます。

－ 以下の資料を確認する。 －

- ・(資料 1) 委員名簿
- ・(資料 2) 東村山市都市計画審議会の会議の公開に関する事務取扱要領
- ・(資料 3) 平成 29 年 生産緑地地区指定申請・買取申出状況
- ・(資料 4) 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業
- ・(資料 5) 東村山都市計画道路 3・4・5 号久留米東村山線 事業概要及び測量説明会
- ・(資料 6) 都市計画道路 3・3・8 号線沿道地区まちづくりニュース第 2 号
- ・(資料 7) 都市計画道路 3・4・11 号線沿道地区まちづくりニュース第 2 号
- ・(資料 8) 都市計画道路 3・4・5 号線、3・4・26 号線沿道地区まちづくりニュース第 1 号、及び土地利用意向アンケート調査結果概要版

をお配りしております。その他、新たに委員になられた皆様には、都市計画図・都市計画マスタープランも併せて配布させていただいております。

以上で、事務局から資料確認を終わります。

これより、会議の進行につきましては、三上会長をお願いしたいと思います。会長よろしくをお願いいたします。

○傍聴に関する定め

《会長》

改めましてこんにちは。本日はお忙しい中、平成 29 年度第 1 回東村山市都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

私は、アーバンデザイン東村山会議で理事長をしております、三上豊と申します。

新しい委員の皆様には、慎重な審議にご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に際して、会議の進め方について事務局より報告願います。

《都市計画課長》

本審議会の会議の公開等についてお知らせいたします。

お手元の配布資料 2 をご覧下さい。市では市政への市民参加を推進し、市政の透明性、公平性を更に向上させるため、議事録の作成など市内の統一ルールに沿って会議を実施しています。本審議会においても、議事録の作成のためボイスレコーダーを使用しておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○傍聴希望者の確認

《会長》

事務局に確認します。本日の審議会に傍聴希望者はいらっしゃいますか。

《都市計画課長》

本日の審議会に対し、1名の傍聴希望者がいらっしゃいます。

《会長》

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。事務局からの報告で、本日の審議会に1名の傍聴希望者が待機しています。

東村山市都市計画審議会運営規則第9条に定める「会議の公開」に基づき、本日の審議会への傍聴について、これを許可いたしますがご異議ございますか。

－ 「異議なし」の声あり －

それでは、傍聴者の入室を許可します。傍聴者の着席まで暫時休憩します。

《会長》

それでは、再開いたします。審議に先立ちまして、傍聴者の方にお願ひ申し上げます。当審議会の審議を傍聴されるにあたっては、「東村山市都市計画審議会の会議の公開に関する事務取扱要領」の第8条の「傍聴者の遵守事項」をお守りいただきますようお願いいたします。

○市長挨拶

《会長》

それでは、次第に沿って議事を進めます。平成29年度第1回東村山市都市計画審議会の開会にあたり、渡部市長よりご挨拶をお願いします。

《市長》

皆様こんにちは。東村山市長の渡部尚でございます。本日三上会長を初め都市計画審議会の委員の皆様には、公私とも大変お忙しい中本日の都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また常日頃は、東村山市の都市計画行政にご指導ご協力をいただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。

昨日、一昨日と東村山市では最大のイベントであります市民産業まつりが開催され、本日ご出席いただいている皆様の中にもご協力をいただいた方々が多数いらっしゃいます。お疲れのところ大変恐縮でございますが、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

また先程新たに6名の皆様に、本日ご出席の方は5名でございますが、新たな任期の委嘱状をお渡しさせていただきました。任期中、是非実りある審議ができますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

本日お諮りさせていただく案件は生産緑地地区の変更ということで、例年行わせていただいている案件のみでございます。その他といたしまして、現状の当市の都市計画事業等について報告を申し上げ、皆様方からご指導をいただければと考えているところでございます。

さて、都市計画審議会の皆様のご指導をいただいて進めてまいりました、廻田町の区画整理事業につきましては、先般竣工記念式典が行われまして無事に工事が終了となりました。1ヘクタール程の小さな区画整理事業でございますが、農地を残しつつ宅地をきちんと区画し道路付けをするということで、東村山市にとりましては農地保全と宅地開発を同時並行として進めていくという今回のような手法は非常に有効ではないかと思うところでございます。

また今回、地区計画をかけることによりまして、長年に渡って長瀬委員からご指導をいただいております建ぺい率・容積率につきましても、50%・100%にすることを、私が市長になってから初めてさせていただいて、私も少し責任を果せたかと考えております。最低敷地面積120平米という地区計画をかけたおかげで、逆に建ぺい率・容積率を上げることができましたので、これらも今後の当市のまちづくりにとって、大きな参考になるかと考えているところであります。

また市議会9月定例会で、何人かの議員の皆様から、現在の都市計画マスタープランが2020年で終了するというので、2021年度以降の都市計画マスタープランの改定に向けて、色々なご意見やご指導をいただいているところでございます。丁度、総合計画等の策定と同じ時期になりますので、市としましては今後総合計画と都市計画マスタープランを同時並行して、改定作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。また、折に触れまして、都市計画マスタープランについて、都市計画審議会のご審議をいただければと、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの挨拶に変えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

《会長》

ありがとうございました。続きまして、事務局の職員の紹介をお願いいたします。

○職員紹介

《まちづくり部長》

改めまして皆さんこんにちは。それでは、都市計画審議会を所管するまちづくり部職員の自己紹介をさせていただきます。

私、まちづくり部長の粕谷でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 以下、自己紹介を行う。 —

- ・山下 まちづくり部次長
- ・炭山 都市計画課長
- ・梅原 都市計画課計画調整係長
- ・新妻 都市計画課計画調整係主事
- ・伊藤 都市計画課計画調整係主任
- ・當間 都市計画課計画調整係主任

どうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 諮問

《会長》

次第「2.諮問」に進みます。事務局よりご説明をお願いします。

《都市計画課長》

それでは、事前にお配りしている「平成 29 年度第 1 回東村山市都市計画審議会」の資料をご用意いただき、表紙を 1 枚おめくり下さい。

本日、諮問いたします案件でございますが、「東村山都市計画生産緑地地区の変更」で、東村山市決定でございます。

後ほど、改めて内容の説明をさせていただき、ご審議いただきました後に、答申をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件について、市長より諮問させていただきます。

《市長》

— 市長、諮問文を読み上げ、会長に手渡す。 —

《都市計画課長》

ありがとうございました。それでは、会長よろしく願います。

《会長》

それでは、案件の「東村山都市計画生産緑地地区の変更」について、事務局より、説明をお願いいたします。

《都市計画課長》

それでは、生産緑地地区の変更の内容につきましてスライドを交えながら、担当より説明をさせていただきます。

《都市計画課計画調整係長》

それでは、事前に配付しておりました資料の 2 枚目、案件をご覧ください。「東村山都市計画生産緑地地区の変更」につきまして説明いたします。

初めに生産緑地の制度について説明いたしますので、前のスライドをご覧ください。

生産緑地地区とは、緑地機能など優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として指定する、都市計画の「地域地区」のひとつにあたるものです。生産緑地地区を指定することにより、対象地が農地として明確化され、農地以外の利用が不可能となり、ビニールハウス等、許容されている施設を除き、地区内における建築等の行為ができなくなります。このことを、生産緑地法上「行為の制限」とっております。

生産緑地の都市計画変更の内容には「追加」と「削除」の 2 種類があります。「追加」に関しましては、新たに生産緑地に定めることができる農地として、

・良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること

・500 m²以上の規模の区域であること

・農林漁業の継続が可能な条件を備えていること

これら 3 要件が生産緑地法の中で示されており、追加で指定する申請がなされた土地の現況などを確認し、農業委員会のご意見を頂戴した上で指定の是非を判断しております。

続きまして、「削除」に関しましては、「公共施設等の設置又は管理」に伴う削除と

「買取申出」に伴う削除の 2 つに分けられます。なお、これら 2 種類の削除により、残りの区域の面積が 500 m²未満となる地区も、併せて削除されることとなります。

「公共施設等の設置又は管理」につきましては、道路を整備する場合などに、事業者からの通知により、制限されていた建築等が可能となる、いわゆる行為の制限が解除されることとなります。

スライドの右側の「買取申出」につきましては、生産緑地の所有者は

- ・都市計画の指定の告示日から起算して 30 年を経過したとき
- ・農業の主たる従事者が死亡したとき
- ・農業の主たる従事者が農業従事不可能な故障を有するに至ったとき

これらに該当したとき、市長に対し生産緑地を買い取る旨の申し出ができます。市が買い取る場合は、公共施設等への転換が図られますが、市や関係機関が買い取らない場合は、農業委員会に対して新たな農業従事者のあっせんをお願いしております。買取申出の日から 3 か月以内に、所有権が移転しなかった場合につきましては、制限されていた建築等が可能となる、行為の制限が解除され、その後、都市計画変更により削除となります。

それでは、お手元の資料 1 ページをご覧ください。

こちらには市内の生産緑地地区の位置図を記載しております。本日は、平成 28 年 1 月から 12 月までの 1 年間に申請・通知のあったものについて、生産緑地法に基づく「追加」及び「削除」の手続きを行った箇所に関しまして、都市計画の変更をお諮りするものです。図面で黒色に着色されている部分が「今回削除のみを行う区域」、赤で着色されている部分が「今回追加のみを行う区域」を示しています。なお、削除する生産緑地地区につきましては、建築等の行為の制限が解除されているため、その多くは既に宅地や公共施設等への転用がなされています。

資料 2 ページをご覧ください。件数及び面積は 335 件、約 131.18ha から、336 件、約 129.37ha に変更となります。次に資料 3 ページから 5 ページをご覧ください。こちらは削除・追加を行う位置・区域や、変更前後の新旧対照表でございます。

続きまして、資料 6 ページから 18 ページについて説明いたします。前のスライドをご覧ください。こちらは計画図です。既決定区域、今回削除のみを行う区域、今回追加のみを行う区域を、凡例の通りに分けて表示しております。

それでは、今回新たに追加する農地の現況につきまして、説明いたします。資料 12 ページをお開きください。「地区番号 421」、秋津町 4 丁目地内の、秋津幼稚園の南側の地区です。前のスライドをご覧ください。現況につきましては、スライドに掲示している写真の通り、生産緑地に適した土地利用がなされています。こちらは隣接する生産緑地が存在しないため、新規として追加いたします。

次に、資料 18 ページをご覧ください。「地区番号 342 と 357」、野口町 3 丁目地内の東村山第 4 中学校の南側の地区、及び野口町 4 丁目地内の正福寺の北東側の地区です。前のスライドをご覧ください。こちらは地区番号 342 番の様子です。次にこちらが地区番号 357 番の様子です。これらの写真の通りどちらも生産緑地に適した土地利用がなされています。共に隣接する生産緑地が存在するため、その一団に追加いたします。

最後に、都市計画変更手続きについて説明いたします。本案件は、今年 7 月に東京都との協議を行い、9 月に都市計画案の縦覧が終了しております。なお、意見書の提出はありませんでした。本日、当都市計画審議会でご審議をいただき、答申をいただけましたら、都市計画の変更の告示を行う予定です。説明は以上です。

《会長》

ありがとうございました。只今説明のありました、「東村山都市計画生産緑地地区の変更」に対するご意見やご質問がある方はいらっしゃいますか。

毎年、小学校1校分ほどの面積に当たる生産緑地が減少しているような気がします。東村山市で緑がどんどん失われていくような寂しさがあり、どうにか食い止めたところですが、仕方がない部分でございます。

何かご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見は無いようですので、案のとおり決定することが妥当として答申をいたしたいと思いますが、ご異議ございますか。

－ 「異議なし」の声あり －

ありがとうございます。答申の案を準備しますので、休憩をします。委員の皆様はそのままお待ちください。

《会長》

それでは、再開いたします。「東村山都市計画生産緑地地区の変更」の答申案について賛成の方の挙手を求めます。

－ 委員による挙手 －

挙手多数と認め、審議会として答申をいたします。

－ 答申文を読み上げ、市長に手渡す。 －

3. その他

《会長》

次第「3.その他」に進みます。事務局より、一括で簡潔に説明をお願いします。

《都市計画課長》

それでは、その他事項といたしまして、一括して担当より報告させていただきます。

《都市計画課計画調整係担当》

それでは、都市計画課より、5点一括して報告をさせていただきます。

まず1点目、「平成29年 生産緑地地区指定申請・買取申出状況」について報告いたします。

資料3をご覧ください。来年度の都市計画の変更に係るものとして、四半期ごとに、生産緑地について、指定申請や、買取申出により行為制限の解除がなされたものの報告をさせていただいております。今回は、平成29年4月から6月までの内容をまとめておりますので、後程ご確認をお願いいたします。

2点目は、都市計画道路の整備事業についてです。整備事業未着手区間について新たに事業化に向けて取り組んでいる、東村山都市計画道路3・4・5号久留米東

村山線の事業に関し、報告いたします。こちらは東京都が実施する「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用し、市が東京都と連携協力して整備を進めていくこととしている路線でございます。

資料 4 をご覧ください。まず、「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」についてご報告いたします。本事業は、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、都市計画道路の事業化計画における優先整備路線以外で、地元市町村から要望が強い路線を東京都と市町村が連携協力して整備を行い、交通の円滑化・歩行者の安全性・利便性の向上など、地域のまちづくりに寄与することを目的としています。市町村が事業主体となり、設計・工事に関する費用を負担し、東京都が用地補償に関する費用を負担します。

東村山市内においては、資料 4 裏面の表にあります 12 番から 15 番の 4 路線が対象となっております。4 路線の位置を分かりやすくご覧いただくために、前のスライドをご覧ください。

東村山都市計画道路 3・4・5 号線の現在事業中区分、今後事業化予定区分、3・4・10 号線、3・4・31 号線の、合計 1,750 メートルとなっております。

ただ今、スライドで黄色い丸で囲まれている区分、今後、事業化される 3・4・5 号線について説明させていただきますので、資料 5 をご覧ください。

去る、平成 29 年 10 月 5 日に大岱小学校において、事業概要及び測量説明会を開催しました。

本路線は、市のシンボルロードとして東村山駅東口から秋津駅方面をつなぐさくら通りと、久米川駅北口や新青梅街道に接続する都道 226 号東村山清瀬線を結ぶなど、市内の幹線道路ネットワークを形成する重要な役割を担っている都市計画道路でございます。

この路線が整備されることにより、道路ネットワークの形成による利便性の向上、通過交通の流入抑制による良好な住環境の保全、延焼遮断帯形成による地域の防災性の向上、安全で快適な道路空間の確保が期待されるところでございます。

今回の説明会では、未着手区分の恩多町三丁目から久米川町三丁目までの約 560 メートルの区分において、事業の概要と事業着手に向けた測量作業についてお知らせいたしました。

今後のスケジュールは、現況測量及び用地測量を行い、事業で必要となる用地を確定し、平成 31 年度年中に、事業認可の手続きをとる予定で、その後、用地説明会を開催し、用地を取得後、道路工事に着手する予定でございます。事業認可から完成までの期間は、おおむね 5 年から 7 年になる見込みです。

続きまして 3 点目は、都市計画道路沿道の新たな土地利用についてです。都市計画道路 3・3・8 号線、3・4・11 号線沿道地区、及び都市計画道路 3・4・5 号線、3・4・26 号線沿道地区の土地利用について、順番に申し上げます。

まず、3・3・8 号線、3・4・11 号線沿道地区について説明いたしますので、前のスライドをご覧ください。市では、都市計画道路の整備に合わせ、沿道地域の皆様のご意見を聞きながら、用途地域の変更や地区計画の決定など、土地利用のルールについて、検討を進めていきたいと考えております。

現在、東京都において赤色に着色してある、都市計画道路 3・3・8 号線及び 3・4・11 号線の 2 路線について事業が進められております。そこで、市では、点線で囲まれている沿道地域の皆様にまちづくりアンケートを実施、また、まちづくりニュースの配付による情報発信を行なっております。アンケート結果の概要につきましては資料 6、7 にまとめておりますので、後程ご確認をお願いいたします。今後も、地

域の皆様との合意形成を図りながら、地区計画の原案などをまとめていきたいと考えております。

続いて、3・4・5 号線、3・4・26 号線について説明いたしますので、前のスライドをご覧ください。東京都と東村山市により、平成 23 年度から、赤色に着色してある、都市計画道路 3・4・5 号線の整備が進められています。また、左下青く着色されております、栄町一丁目交差点改良工事の完了により、都市計画道路 3・4・26 号線の交通の流れが変わりつつあります。

これらの事業により、交通の利便性が高まると、沿道は、事務所・店舗やマンション等のニーズが高まると予想されます。市では、平成 26 年に点線で囲まれている沿道概ね約 20mの土地所有者を対象に土地利用意向調査アンケートを行いました。まちづくりニュースの配付による情報発信をしております。お手元に配付させていただいている資料 8 は、先週地域にお配りしたニュース第 1 号です。アンケート結果の概要につきましては資料 8 別紙概要版にまとめておりますので、後程ご確認をお願いいたします。今後も、地域の皆様との合意形成を図りながら、地区計画の原案などをまとめていきたいと考えております。

続きまして 4 点目は、農地の保全・活用の取り組みについて報告いたします。国では、平成 27 年 4 月に施行した都市農業振興基本法に基づき、昨年 5 月に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を、これまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと明確にし、必要な施策の方向性を示しました。

こうした中、今年の 6 月に改正生産緑地法が施行され、生産緑地地区の面積要件の下限を、区市町村が条例を定めることで、これまでの 500 平米から 300 平米まで引き下げることが可能となりました。これを受け、東村山市でも、農地の保全と活用のための方策を検討しております。現在、農業委員会や周辺市と調整を図りながら進めているところです。

《都市計画課計画調整係長》

5 点目として、先程市長からもお話をさせていただいた、「東村山市都市計画マスタープランの改定」について報告いたします。都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」で、本市としては平成 12 年に策定し、目標年次は概ね平成 32 年前後に設定されています。都市計画マスタープランは総合計画の基本構想に基づき策定されますが、本市の現行の第 4 次総合計画の計画期間は平成 32 年までとなっております。第 5 次総合計画の策定が都市計画マスタープランの改定と近い時期となっております。

このことから、市が現在進めている、その他の複数の計画を含めて、より実効性のある計画を効率的な手続きにより行うため、改定、策定の支援業務を一体的に行うことについて、民間の事業者と直接対話を行うサウンディング型市場調査を実施する準備を進めております。今後、庁内で連携・協力し、東村山市都市計画マスタープランの改定作業を進めてまいりたいと考えております。報告は以上です。

《会長》

ありがとうございました。只今の報告の中で、何かご質問等ございますか。

《A委員》

ご説明ありがとうございました。生産緑地について、どうしても諮問で既に宅地になっているところについての審議が多く、この段階で何か言ってもどうにかなるもの

でない、いつも思っており、矛盾を感じていますが、仕方ありません。

先程の生産緑地法の改正により300平米でOKになるという話がありますが、500平米で残すにはハードルが高く、残ったところで500平米を切ったら自動的に解除になり、農地が残らないと懸念していました。先程あったように都市農地を開発でどんどん宅地化すべきだという流れが変わってきているのは確かだと思います。積極的に農地を残すという点で300平米という話がありましたが、仮に300平米とした場合にどれくらいの農地が残るのかを伺いたい。

《都市計画課長》

仮に下限値を300平米に引き下げた場合についてですが、市内では、農地の約8割が生産緑地地区として指定されています。また、一筆で300平米以上500平米未満の農地は、おおよそ約5ヘクタールございます。一団の考えによりお隣の畑と一緒に指定するというケースもありますが、仮に5ヘクタール中の8割とすると、約4ヘクタールの申請が想定されるところでございます。

《A委員》

ありがとうございました。このような時代なので、是非都市計画が上手く活きて、農地が残ればと思います。

次に2022年問題についてです。いっぺんに解除になるという話があります。どんなことが予測・危惧される話なのか、教えていただきたい。

《都市計画課長》

2022年問題ということで、平成4年に指定された生産緑地が、都市計画決定後30年を経過するというご質問をいただいたと思いますが、今般生産緑地に関係する法律が改正されており、今回の面積要件を300平米に引き下げる改正に加えて、特定生産緑地という制度も創設されています。ただ、税制の関係が現段階では国から示されていないというところもございますので、そのあたりを市としては注視していきたいと考えております。なお特定生産緑地制度は、生産緑地地区指定の都市計画の告示日から30年経過後、更に10年延長される制度でございます。

《A委員》

都市計画マスタープランの改定について、先程サウンディング型市場調査とありましたが、議会でも申し上げた通り、都市計画審議会においても、是非改定作業の途中経過を教えてくださいながら、また現行の都市計画マスタープランを2000年に作った時の経過も教えてくださいながら、当時に負けない市民を巻き込むやり方で進めていただけたらとお願い申し上げたい。

《会長》

他に何かご質問がございますか。

《B委員》

交通事情について伺います。3・4・26号線、新しくできた道ですが、ゴルフ練習場前の信号から栄町一丁目の新青梅街道に抜けるまで混雑している状況ですが、特に朝の時間帯、旧道のバス通りと新道から来た交通がバッティングしており、なかなか車が進行しない。新青梅街道に抜けるまで時間が掛かるということと、もう一つ

はそれがぶつかるところ、3・4・5 号線のバス通りに入るにはどうしても時間が掛かってしまう。これらを解消させる方法はないのでしょうか。

《都市計画課長》

栄町一丁目交差点改良工事の完了によって、市民の方からも様々なお話を頂戴しているところでございます。先程も説明いたしましたように、3・4・5 号線の将来の供用開始に向けて、道路所管を中心に、いただいたご意見も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

《会長》

他に何かご質問がございますか。

《C委員》

せせらぎの道の方で、だいが買取が進んでいるという話が以前にあり、残っている部分が生産緑地ということですが、その生産緑地が今後削除の対象になる可能性があるかどうか、分かっているのでしょうか。

《都市計画課長》

せせらぎの道ということで、多摩湖緑地の関係ということでもよろしいでしょうか。今委員おっしゃられた通り、用地取得を市で進めているところで、生産緑地が多摩湖緑地の区域内にございます。現時点では削除の対象になる等の情報は入っておりません。今後お話をいただいた時には対応を検討していきたいと思っております。

《会長》

他によろしいでしょうか。

東村山市の人口は 15 万人程度で推移していますか。

《市長》

15 万 800 人前後でずっと推移しています。

《会長》

まだ 15 万人を切ってはいない訳ですね。魅力的な町にするためにも、農地は東村山市に必要だと思えますし、防災面でも糸魚川市の飛び火からも見ますと、空地があつてこそ防災的にも役に立つと思えますし、生産緑地の面積要件 300 平米がきっかけになればと思えますし、残せる部分は残していきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○今後の審議会開催予定

《会長》

では今後の審議会の開催予定について、事務局より説明をお願いいたします。

《都市計画課長》

平成 29 年度中の都市計画審議会の予定ですが、都市計画諸手続きにおける本都市計画審議会へ付議すべき案件は現在のところございません。

開催する場合は、詳細が決まり次第ご連絡いたしますので、ご出席のほどよろし

くお願い申し上げます。

4. 閉会

《会長》

ありがとうございました。以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 29 年度第 1 回東村山市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。